

療養病床に入院したときの食事代・居住費（生活療養標準負担額）

療養病床に入院する65歳以上の方は食費及び居住費相当の一部として生活療養標準負担額を負担していただきます。残りは入院時生活療養費として国保が負担します。

所得区分	一食当たりの食事代	一日当たりの居住費
一般（下記以外の人）	460円（※3）	370円 （指定難病の人は0円）
・70歳未満住民税非課税世帯 ・低所得Ⅱ（※1）	210円（※4）	
低所得Ⅰ（※2）	130円（※5）	
境階層該当者（※6）	100円	0円

※1、2は、「高額療養費」表Ⅱの※5、6参照。

※3 保険医療機関の施設基準等により、420円の場合もあります。

※4 入院医療の必要性が高い方や指定難病患者で過去1年間の入院が91日以上の場合には160円（別途、申請が必要）です。

※5 入院医療の必要性が高い方や指定難病患者は100円です。

※6 境階層該当者とは、本来の所得区分に基づく負担であれば、生活保護の対象となるが、利用者負担等について本来よりも低い基準を適用して負担を軽減すれば、生活保護を必要としない状態になるもの。

70歳未満住民税非課税世帯の人及び低所得Ⅰ・Ⅱの人は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要です。国民健康保険課で、保険証とマイナンバーカードを持って交付申請をしてください。

一部負担金の減免（生活困難による）

災害、事業の休廃業、失業などで生活が困難になり、一部負担金の支払い（医療機関での支払い）が困難な人には、一部負担金を減免できる場合があります。以下の1～3すべてに当てはまる人は国民健康保険課までご相談ください。

- 1 災害、事業の休廃業、失業などが原因で生活が困難になった人
- 2 治療期間の収入が生活保護基準の1.3倍以下の人
- 3 現金及び預貯金の合計額が生活保護基準の1,155/1,000の3倍以下の人